

山中 理司 様

外務省大臣官房総務課
外交記録・情報公開室

行政文書の開示の実施について（通知）

平成 28年 7月26日付け「行政文書の開示の実施方法等申出書」を受領しましたので、下記の文書を開示します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称等

「パスポートの身分事項を別の用紙に書き起こし、宣言書にしたら、認証してもよい」との記述に関する外務省の立場を示した通達その他の文書(最新版)

2 開示請求番号 2016-00130

3 本件に関する問い合わせ先

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
外務省大臣官房総務課 外交記録・情報公開室
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

本件に関するお問い合わせの際には、上記2の開示請求番号をお知らせください。

以 上

郵送指示	発信用	執務用	計
公債(専共)			2
付風	有	無	
希望発送日	月	日	

公 信 案
(採番資料兼用)

旅券課長送

極秘・秘・取扱注意・平	1
用紙作成部	部の内
秘密指定権者決裁	
秘密指定期間	平成 年 月 日迄、公表迄 決定迄、署名迄、保存期間に同じ
指定事由 (情報公開法 第6条該当号数)	1 個人情報 4 公安秩序 2 法人情報 5 内閣機密 3 外交情報 6 事務支障

※ 受付番号: 第14040号
発送日付: 平成23年1月17日

※ 公債番号: 領旅第425号
公債日付: 平成23年1月14日

大臣 副大臣 大臣政務官 大臣政務官 大臣政務官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	秘書官 主管 旅券課長 首席事務官 総務班 管理班 作成記録班 受付審査班	保存期間 (30年) (10年) (5年) (3年) (1年) (1年未満) 平成 年 月 日迄 注: 満了期日は、保存期間に応じ、 決裁完結日から起算のこと。 完結 平成23年1月12日 起案 平成23年1月11日 ※ 主管課 起案者 電話番号 浜田 4941
協議先 領事サービス室長 首席事務官 総務班長 証明班		
発信者 外務省領事局旅券課長, 領事サービス室長		※
受信者 (在外宛で送付先が複数ある場合には、発信宛先一覧表を使用して下さい。) 日本公証人連合会理事長		※
写送付先 (在外宛で送付先が複数ある場合には、発信宛先一覧表を使用して下さい。)		※
件名 旅券の写しが添付された書類の公証について		
単 信 合 信 秘 極 秘 添 付 写 有 無 番号	宛先数 本 信 写	
「外」和文取文 表 示 タイプ ク: イブ 館 直 直 技 クーリエ 金 券 添 付		

回院番号



領旅第425号

平成23年1月14日

日本公証人連合会理事長 殿

外務省領事局旅券課長

外務省領事局領事サービス室長

旅券の写しが添付された書類の公証について

旅券の写しが添付された書類の証書につきましては、これまで外務省としては、そのような証書の認証の危険性を指摘し、かかる認証は適当ではないとの趣旨で行政指導を行ってきました。一方、外務省としては、公証人が「公証人法」に基づく職務権限の範囲内で行う認証行為に対して、認証される対象の文書の一部に日本国旅券の写しが含まれていたとしても、そのような認証行為を規制する権限は有していないものと考えます。

ところで、旅券は国が発行している唯一の国際的な身分証明書ですが、遺憾ながら、他人になりすまして不正取得された旅券や偽造・変造

された旅券が相当数存在し、それらが犯罪等に悪用されていることも事実です。公証人にとって、日本国旅券の原本又は写しを見てその真正性を確認することは容易ではないと思います。したがって、公証人により認証された私署証書に、不正な旅券の写しが添付されていた場合、本来は私署証書の認証であるにもかかわらず、それがあたかも真正な旅券であると認証したとして取り扱われる危険性を孕んでいることを指摘せざるを得ません。

公証人が、上記のような危険性を孕んでいることを十分に認識した上で、日本国旅券の写しが添付された私署証書を認証することに対し、外務省として異議を差し挟むものではなく、当省における公印確認についても制限するものではありませんが、当省での公印確認は、「外国公文書の認証を不要とする条約」上も公正証書を確認する法務局長・地方法務局長の公印の確認を行っているに過ぎないことから、そのような公証人の認証行為及びそれに関連して発生する問題に対し外務省としては何ら責任を負うものでなく、公証人の権能と責任とにおいて私署証書の認証を行われるものと理解していることを併せ申し添えます。